

令和6年度 医療従事者等処遇改善手当の支給について

標記につきまして、令和6年6月の診療報酬改定を踏まえ、参考資料のとおり手当を支給することとしましたので、お知らせいたします。

なお、規程改正等の都合上、6月に遡及しての適用となることから、10月支給の給与には、6月からの遡及分を含みますのでご注意ください。

その他、給与規程等につきましては、ホームページでご確認ください。

<常勤職員の方>

- ・ 国立大学法人佐賀大学職員給与規程（第45条の4）

https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_printRule&id=561

<契約職員の方>

- ・ 国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程（第31条）

https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_printRule&id=584

<非常勤職員の方>

- ・ 国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程（第17条の4）

https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_printRule&id=589

就業規則（職員給与規程等）の改正内容

案 件	事 項	改正条項
国立大学法人佐賀大学職員給与規程等の一部改正について （診療報酬改定に伴う医療従事者等の処遇改善について）	【検討の背景】 令和6年6月の診療報酬改定に伴い、厚生労働省より医療従事者等の処遇改善が求められている。その対応として、賃上げを目的とした増収額を財源とし、現在支給している医療従事者等処遇改善手当の支給対象者の拡大及び増額改定を行うもの。 【提案のポイント】 厚生労働省からの通知や資料に基づき、診療報酬改定による増収見込額を踏まえ、附属病院内で勤務する職員を基本とした処遇改善を行うことを検討した。 1. 処遇改善内容 別紙のとおり（医療従事者等処遇改善手当の支給対象者の拡大及び増額改定） 2. 規程改正内容 ・「国立大学法人佐賀大学職員給与規程」の一部改正 ・「国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程」の一部改正 ・「国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程」の一部改正 【審議経過等】 令和6年 6月 5日 病院企画室会議 令和6年 7月24日 役員会 協議 令和6年 9月 5日 経営協議会 審議 令和6年 9月 6日 教職員組合、過半数代表者への説明 令和6年 9月26日 役員会 審議 役員会審議後、学長決裁にて決定・施行し、令和6年6月1日から適用する。	●職員給与規程 ・別表第15（第45条の4関係） ●契約職員給与規程 ・第31条の2 ●臨時職員給与規程 ・別表2（第17条の4関係）

○別紙：職種別の改正内容

・常勤職員及び契約職員

職種	職名	対象となる者	備考	改正後	改正前
事務職員	事務職員 契約医療事務職員 契約コ－ディネーター	医学部事務部長及び医学部事務部所属で総務課、経営管理課、医事課で職務に従事する者		10,000 円	0 円
			ディカルリ－シャルワ－カ－	13,000 円	3,000 円
		医学部事務部所属かつ臨床医学系講座で職務に従事する者		3,000 円	0 円
		医学部附属病院所属で職務に従事する者		3,000 円	0 円
			病棟保育士	13,000 円	3,000 円
技術職員	教室系技術職員	附属病院所属の者		10,000 円	0 円
		医学部所属かつ病理部の職務に従事する者		3,000 円	0 円
技能職員	自動車運転手 調理師・契約調理師（員） 医療機器操作員			10,000 円	0 円
	前任看護助手 看護助手			6,000 円	3,000 円
	契約看護助手	フルタイム		13,000 円	9,000 円
		パートタイム		9,000 円	9,000 円
労務職員	用務員			10,000 円	0 円
大学教員	教授 病院助教等	薬剤師等の資格を有し、その職務に従事する者		10,000 円	0 円
医療技術職員	薬剤師 栄養士 契約薬剤師 契約栄養士等			13,000 円	3,000 円
	契約薬剤助手 契約栄養助手等			3,000 円	0 円
看護職員	看護職員 特定看護職員	フルタイム	看護部所属	20,000 円	10,000 円
		パートタイム	看護部所属	16,000 円	10,000 円
		上記以外の者		3,000 円	0 円

・臨時職員

職種	職名	対象となる者	備考	改正後	改正前
医員	医員	フルタイム		25,000 円	0 円
		パートタイム		15,000 円	0 円
事務補佐員	事務補佐員	医学部（事務部及び臨床医学系に限る。）所属及び医学部附属病院所属の者		3,000 円	0 円
			メディカルソーシャルワーカー、外来クラーク（医学部事務部所属）、医師事務作業補助者	9,000 円	3,000 円
			外来クラーク（医学部事務部以外所属）	3,000 円	3,000 円
			コンシェルジュ	6,000 円	0 円
技術補佐員	技術補佐員	看護部所属かつ医療業務における技術に関する職務を補佐する者（看護師、助産師、保健師、准看護師）		16,000 円	10,000 円
		医療業務における技術に関する職務を補佐する者（薬剤師等）		9,000 円	3,000 円
		医学部（事務部及び臨床医学系に限る）所属及び医学部附属病院所属で、上記の以外の者		3,000 円	0 円
技能補佐員	技能補佐員	医学部（事務部及び臨床医学系講座に限る）所属及び医学部附属病院所属の者		3,000 円	0 円
			医療業務を補佐する看護助手	9,000 円	9,000 円
			学生看護助手	3,000 円	3,000 円
			上記以外の看護助手	6,000 円	3,000 円
			調理師（員）	6,000 円	0 円
教務補佐員	教務補佐員	医学部（臨床医学系に限る。）所属及び医学部附属病院所属の者		3,000 円	0 円
			公認心理師の資格有	6,000 円	0 円
臨時用務員	臨時用務員			3,000 円	0 円